

## 社会福祉法人春秋会 指定介護老人福祉施設 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人春秋会が開設する指定介護老人福祉施設「松 鶴 園」(以下「施設」という。)は、介護保険法令にしたがい、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、日常生活に必要な居室及び共用施設等を利用して介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設の運営方針は次のとおりとする。

- 一 利用者の人権の尊重と平和な生活空間の提供
- 二 優しい笑顔での介護
- 三 開かれた施設作り (情報公開の推進)

### (施設の名称)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 松 鶴 園
- 二 所在地 さいたま市岩槻区大字古ヶ場11番地
- 三 定員 92人

### (施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 (兼務)  
管理者は、施設従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人 (非常勤)  
医師は、入所者の健康状態に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 常勤1人以上 (併設短期入所生活介護の生活相談員を兼務)  
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 常勤換算3人以上 (併設短期入所生活介護の看護職員を兼務)  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 看護職員と合算して常勤換算33.4人以上 (併設短期入所生活介護の介護職員を兼務)  
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士 1人以上 (併設短期入所生活介護及び併設通所介護の栄養士を兼務)  
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上 (看護職員が兼務)  
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 事務職員 常勤1人以上  
事務職員は、必要な事務を行う。

- 九 介護支援専門員 常勤1人以上（当該施設の他の職員が兼務する場合あり）  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難があるものとする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
  - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービス提供の方法について、理解しやすいように説明を行う。
  - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
  - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。  
また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
  - キ 栄養、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
  - ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

（施設サービス計画の作成）

- 第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

（利用料その他の費用）

- 第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。
- 一 居住費
    - 多床室 1日あたり 915円（特定入所者介護サービス費適応の第一段階の入所者は0円、第二段階、第三段階①、②の入所者は370円）
    - 従来型個室 1日あたり 1,171円（特定入所者介護サービス費適応の第一段階の入所者は320円、第二段階の入所者は420円、第三段階①、②の入所者は820円）
  - 二 食費 1日あたり 1,600円（特定入所者介護サービス費適応の第一段階の入所者は300円、第二段階の入所者は390円、第三段階①の入所者は650円、第三段階②の入所者は1,360円）

- 三 金銭管理費 1日あたり 100円
  - 四 理美容代 実費
  - 五 希望食 実費
  - 六 行政等証明書等費用 実費
  - 七 行事参加費 実費
  - 八 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意点）

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービス提供時利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（相談・苦情対応）

第10条 施設は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を次のとおり設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。連絡先については、別添とする。

- 一 特別養護老人ホーム松鶴園
- 二 さいたま市役所、岩槻区役所
- 三 埼玉県国民健康保険団体連合会

（非常災害対策）

第11条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を選定し、次の措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する責任者 介護主任 千島美子
- 二 虐待防止に関する指針の整備
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行なうときは、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断を施設全体として行い、入所者又はその家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を説明し、十分な理解を得た上で同意を得、その態様・時間・理由等を記録する。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人春秋会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

最終改定 令和6年6月1日

## 別添

### サービス相談窓口

- 1 特別養護老人ホーム松鶴園  
担当者 松平美香 電話番号 048-795-2201
  
- 2 さいたま市役所  
介護保険課 電話番号 048-829-1264  
岩槻区役所  
高齢介護課介護保険係 電話番号 048-790-0169
  
- 3 埼玉県国民健康保険団体連合会  
苦情相談窓口 電話番号 048-824-2568